



定期第 8 4 8 号 令和 7 年 7 月 8 日 発行

目 次

は県例規集登載

【 条 例 】

| 番 号 | 表 題  | 担当課名    |
|-----|--|---------|
| 3 2 | 職員の旅費に関する条例の一部を改正する<br>条例  | 人事課     |
| 3 3 | 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条<br>例の一部を改正する条例   | 同       |
| 3 4 | 職員の育児休業等に関する条例等の一部を<br>改正する条例  | 同       |
| 3 5 | 徳島県の事務処理の特例に関する条例の一<br>部を改正する条例  | 同       |
| 3 6 | 地域経済牽引事業の促進による地域の成長<br>発展の基盤強化を図るための県税の課税免<br>除に関する条例の一部を改正する条例                | 税務課     |
| 3 7 | 徳島県議会の議員及び徳島県知事の選挙に<br>おける自動車の使用並びにビラ及びポスタ<br>ーの作成の公営に関する条例の一部を改正<br>する条例      | 市町村課    |
| 3 8 | 徳島県生活環境関係手数料条例及び徳島県<br>危機管理関係手数料条例の一部を改正する<br>条例                               | 生活環境政策課 |
| 3 9 | 民生委員定数条例の一部を改正する条例   | 地域共生推進課 |
| 4 0 | 徳島県立総合看護学校の設置及び管理に関<br>する条例及び徳島県立農林水産総合技術支<br>援センターの設置及び管理に関する条例の<br>一部を改正する条例 | 医療政策課   |

【 条例 】

| 番 号 | 表 題                                  | 担当課名  |
|-----|--------------------------------------|-------|
| 4 1 | 警察官に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例の一部を改正する条例 | 公安委員会 |

【 規則 】

| 番 号 | 表 題                               | 担当課名           |
|-----|-----------------------------------|----------------|
| 5 4 | 徳島県事務委任規則の一部を改正する規則               | 人事課            |
| 5 5 | 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則 | 同              |
| 5 6 | 徳島県生活環境関係手数料条例施行規則の一部を改正する規則      | 生活環境政策課        |
| 5 7 | 徳島県計量器出張検定等経費徴収規則の一部を改正する規則       | 産業創生・<br>大学連携課 |
| 5 8 | 徳島県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則           | 出納局会計課         |
| 5 9 | 徳島県奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則          | 教育委員会          |

【公布された条例等のあらまし】

● **職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例**（条例第三十二号）

- 一 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費、家族移転費及び渡航雑費とすることとした。
- 二 鉄道賃について、鉄道を利用する移動に要する費用を支給対象とし、運賃の等級が区分される場合の運賃の額の上限を改めるとともに、急行料金及び座席指定料金の支給に係る旅行距離の制限を廃止することとした。
- 三 船賃について、船舶を利用する移動に要する費用を支給対象とし、運賃の等級が区分される場合の運賃の額の上限を改めることとした。
- 四 航空賃について、航空機を利用する移動に要する費用を支給対象とし、運賃の等級が区分される場合の運賃の額の上限を改めることとした。
- 五 車賃の名称をその他の交通費に改め、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用を支給対象とすることとした。
- 六 旅行雑費を廃止することとした。
- 七 包括宿泊費を設け、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用を支給対象とすることとした。
- 八 移転料の名称を転居費に改め、赴任に伴う転居に要する費用を支給対象とすることとした。
- 九 着後手当の名称を着後滞在費に改め、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用を支給対象とすることとした。
- 十 扶養親族移転料の名称を家族移転費に改め、赴任に伴う家族の移転に要する費用を支給対象とすることとした。
- 十一 旅行手当を廃止することとした。
- 十二 その他所要の整備を行うこととした。
- 十三 この条例は、令和八年四月一日から施行することとした。
- 十四 一から十二までについて、所要の経過措置を講ずることとした。
- 十五 公聴会参加者等の実費弁償支給条例について、所要の整理を行うこととした。

● **職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例**（条例第三十三号）

- 一 職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したこと等を申し出た場合において、任命権者は、当該職員に対して、仕事と育児との両立支援制度等の利用に関する意向確認等の措置を講じなければならないこととした。
- 二 任命権者は、三歳に満たない子を養育する職員に対して、人事委員会規則で定める期間内に、仕事と育児との両立支援制度等の利用に関する意向確認等の措置を講じなければならないこととした。
- 三 任命権者は、職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る職員の意向に配慮しなければならないこととした。
- 四 この条例は、令和七年十月一日から施行することとした。

● **職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例**（条例第三十四号）

- 一 職員の育児休業等に関する条例の一部改正

- 1 職員が一年につき請求することができる部分休業の時間の上限を七十七時間三十分（非常勤職員にあつては、勤務日一日当たりの勤務時間数に十を乗じて得た時間）とすることとした。
- 2 職員が部分休業を請求することができる一年の期間を毎年四月一日から翌年三月三十一日までとすることとした。
- 3 職員が一年につき一の時間を超えない範囲内で請求した部分休業について、任命権者は、一時間を単位として承認するものとすることとした。
- 4 職員が一日につき二時間を超えない範囲内で請求した部分休業について、任命権者は、勤務時間の始め又は終わりに限らず、承認するものとすることとした。
- 5 職員が部分休業の申出の内容を変更することができる特別の事情を定めることとした。
- 6 その他所要の整備を行うこととした。

二 次に掲げる条例について、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。

- 1 技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例
- 2 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例
- 3 病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例
- 三 この条例は、令和七年十月一日から施行することとした。

● **徳島県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第三十五号）**

- 一 土地改良法の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。
- 二 この条例は、公布の日から施行することとした。

● **地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化を図るための県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例（条例第三十六号）**

- 一 促進区域内における不動産取得税の課税免除の要件に係る基本計画の同意の期限及び適用対象施設の設定の期限を令和十年三月三十一日までとすることとした。
- 二 この条例は、公布の日から施行し、改正後の条例の規定は、令和七年四月一日から適用することとした。

● **徳島県議会の議員及び徳島県知事の選挙における自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例（条例第三十七号）**

- 一 選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に要する経費に係る限度額を引き上げることとした。
- 二 公職選挙法の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。
- 三 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、二については、令和八年一月一日から施行することとした。
- 四 一については、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用することとした。

● **徳島県生活環境関係手数料条例及び徳島県危機管理関係手数料条例の一部を改正する条例（条例第三十八号）**

一 次に掲げる条例について、組織の再編に伴う所要の整理を行うこととした。

- 1 徳島県生活環境関係手数料条例

2 徳島県危機管理関係手数料条例

二 この条例は、公布の日から施行することとした。

● 民生委員定数条例の一部を改正する条例（条例第三十九号）

一 徳島市、鳴門市、阿南市、吉野川市、美馬市及び美馬郡つるぎ町における民生委員の定数を改めることとした。

二 この条例は、令和七年十二月一日から施行することとした。

● 徳島県立総合看護学校の設置及び管理に関する条例及び徳島県立農林水産総合技術支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（条例第四十号）

一 次に掲げる条例について、大学等における修学の支援に関する法律の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。

1 徳島県立総合看護学校の設置及び管理に関する条例

2 徳島県立農林水産総合技術支援センターの設置及び管理に関する条例

二 この条例は、公布の日から施行することとした。

● 警察官に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例の一部を改正する条例（条例第四十一号）

一 本県の警察官に対し支給する支給品の品目から夏服スカートを削ることとした。

二 この条例は、公布の日から施行することとした。

● 徳島県事務委任規則の一部を改正する規則（規則第五十四号）

一 徳島県危機管理関係手数料条例及び徳島県生活環境関係手数料条例の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。

二 この規則は、公布の日から施行することとした。

● 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則（規則第五十五号）

一 パートタイム会計年度任用職員の平均一箇月当たりの通勤所要回数を算出する場合において、小数点以下一位未満の端数があるときは、これを切り上げることとした。

二 この規則は、公布の日から施行し、改正後の規則の規定は、令和七年四月一日から適用することとした。

● 徳島県生活環境関係手数料条例施行規則の一部を改正する規則（規則第五十六号）

一 徳島県生活環境関係手数料条例の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。

二 この規則は、公布の日から施行することとした。

● 徳島県計量器出張検定等経費徴収規則の一部を改正する規則（規則第五十七号）

一 五百キログラム以上の分銅を使用する場合における検査用具の運搬に要する経費の額を改めることとした。

二 この規則は、令和八年四月一日から施行することとした。

三 一について、所要の経過措置を講ずることとした。

● 徳島県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則（規則第五十八号）

一 徳島県危機管理関係手数料条例及び徳島県生活環境関係手数料条例の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。

二 この規則は、公布の日から施行することとした。

● 徳島県奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則（規則第五十九号）

一 大学等における修学の支援に関する法律施行規則の一部改正に伴う所要の整備を行うこととした。

二 この規則は、公布の日から施行することとした。

職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年七月八日

徳島県知事 後藤 田 正 純

## 徳島県条例第三十二号

職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

職員の旅費に関する条例（昭和二十七年徳島県条例第九号）の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

### 目次

第一章 総則（第一条―第八条）

第二章 旅費の種目及び内容（第九条―第二十条）

第三章 雑則（第二十一条―第二十六条）

### 附則

第一条中「公務」を「公務」に改める。

第二条第一項第五号中「職員については」を「場合又は所属長が認める場合には」に、「又は居所」を「居所その他所属長が認める場所。第二十一条において同じ。」に改め、同項第六号中「に掲げる」を「及び第二十二条の三第一項に掲げる」に改め、同項第七号中「根拠地」を「根拠」に改め、同項第八号を次のように改める。

八 家族 内国旅行にあつては職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号及び次号において同じ。））、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員と生計を一にするもの、外国旅行にあつては職員の配偶者及び子で職員と生計を一にするものをいう。

第二条第一項に次の一号を加える。

十 職務の等級 職員の給与に関する条例（昭和二十七年徳島県条例第二号）第四条第一項第一号、徳島県学校職員給与条例（昭和二十七年徳島県条例第四号）第四条第一項第三号及び徳島県地方警察職員の給与に関する条例（昭和二十九年徳島県条例第二十七号）第四条第一項第二号に規定する行政職給料表（以下「行政職給料表」という。）による職務の等級及び行政職給料表の適用を受けない者について任命権者が知事に協議して定めるこれに相当する職務の等級をいう。

第二条第二項及び第三項を削る。

第三条第五項中「（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。次項において同じ。）及び「第十二条を除き、」を削り、「死亡した場合」の下に「その他規則で定める場合」を加え、同条第六項中「交通機関の事故又は」を削り、「知事が」を「規則で」に改める。

第四条第二項中「、公務」を「公務」に改め、同条第四項中「よつてこれを」を「規則で定める事項の記載又は記録をし、当該事項を当該旅行者に通知して」に、「よるとまのないときは」を「当該事項の記載又は記録をしないとまがない場合には」に、「を記載し」を「の記載又は記録をし」に、「提示し」を「通知し」に改め、同条第六項を削る。

第五条第一項中「変更された」を「変更を受けた」に、「本条」を「この条」に改め、同条第二項中「を申請する」を「の申請をする」に、「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条第三項中「よる」の下に「旅行命令の変更の申請をせず、又は」を加え、「したが、」を「したが」に改める。

第六条を次のように改める。

（旅費の種目及び内容）

**第六条** 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費、家族移転費及び渡航雑費とし、これらの内容については、次章に定めるところによる。

2 内国旅行については、前項に掲げる旅費に代え、日額旅費を旅費として支給することができる。

第七条中「旅費は」を「旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものとして前条及び次章に定める種目及び内容に基づき、」に、「より、」を「より」に、「の旅費により」を「によつて」に、「因り」を「より」に、「又は方法によつて」を「又は方法により」に改める。

第八条から第十二条までを削る。

第十二条の二第一項中「書類を」を「資料を」に、「添附書類」を「資料」に改め、同条第四項中「添附書類の種類、」を「資料の種類及び」に改め、「及び様式」を削り、「第二項及び前項」を「前二項」に改め、同条を第八条とする。

第二章及び第三章を次のように改める。

## 第二章 旅費の種目及び内容

(鉄道賃)

**第九条** 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第二条第一項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正十年法律第七十六号）第一条第一項に規定する軌道、外国におけるこれらに相当するものその他規則で定めるものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第二号から第六号までに掲げる費用は、第一号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- 一 運賃
- 二 急行料金
- 三 寝台料金
- 四 座席指定料金
- 五 特別車両料金（知事等が利用する場合に限る。）
- 六 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第一号に掲げる運賃の額の上限は、国内旅行の場合であつて運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最下級（知事等が移動する場合には、最上級）、外国旅行の場合であつて運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最上級（等級が三以上に区分された鉄道により知事等以外の職員が移動する場合には、最上級の直近下位の級）の運賃の額とする。

(船賃)

**第十条** 船賃は、船舶（海上運送法（昭和二十四年法律第八十七号）第二条第二項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶、外国におけるこれに相当するものその他規則で定めるものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第二号から第五号までに掲げる費用は、第一号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- 一 運賃
- 二 寝台料金
- 三 座席指定料金
- 四 特別船室料金（知事等が利用する場合に限る。）
- 五 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第一号に掲げる運賃の額の上限は、国内旅行の場合であつて運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最下級（知事等が移動する場合には、最上級）、外国旅行の場合であつて運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最上級（等級が三以上に区分された船舶により知事等以外の職員が移

動する場合には、最上級の直近下位の級)の運賃の額とする。

(航空賃)

**第十一条** 航空賃は、航空機(航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第二条第十八項に規定する航空運送事業の用に供する航空機、外国におけるこれに相当するものその他規則で定めるものをいう。以下同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第二号及び第三号に掲げる費用は、第一号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

一 運賃

二 座席指定料金

三 前二号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第一号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。ただし、次の各号に掲げる場合は、当該各号に定める額とする。

一 内国旅行の場合であつて、知事等が移動するとき 最上級の運賃の額

二 外国旅行の場合であつて、知事等が移動するとき及び職務の等級が五級以上の者が長時間にわたる移動として規則で定めるもの(次号において「特定航空移動」という。)をするとき(同号に掲げる場合を除く。) 最上級の運賃の額

三 外国旅行の場合であつて、運賃の等級が三以上に区分された航空機により副知事、識見を有する者のうちから選任された常勤の監査委員、企業局長及び病院事業管理者が移動するとき並びに職務の等級が五級以上の者が特定航空移動をするとき 最上級の直近下位の級の運賃の額

四 外国旅行の場合であつて、職務の等級が四級以下の者が著しく長時間にわたる移動として規則で定めるものをするとき 最下級の直近上位の運賃の額  
(その他の交通費)

**第十二条** その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第二号から第四号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

一 道路運送法(昭和二十六年法律第八十三号)第三条第一号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業(路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。)の用に供する自動車(外国におけるこれに相当するものを含む。)を利用する移動に要する運賃

二 道路運送法第三条第一号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車(外国におけるこれに相当するものを含む。)その他の旅客を運送する交通手段(前号に規定する自動車を除く。)を利用する移動に要する運賃

三 前二号に掲げる運賃以外の費用であつて、道路運送法第八十条第一項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車(外国におけるこれに相当するものを含む。)の賃料その他の移動に直接要する費用

四 前三号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第三号に定める移動に直接要する費用のうち、職員が所属長の承認を受けて当該職員の所有する家用自動車等（道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第二条第一項に規定する道路運送車両のうち知事が定めるものをいう。次項において同じ。）により旅行する場合の移動に直接要する費用は、次項により計算した路程に、一キロメートルにつき規則で定める額を乗じて得た額とする。

3 前項の路程は、当該旅行につき家用自動車等により旅行した全路程を通算して計算する。この場合において、通算した路程に一キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

（宿泊費）

**第十三条** 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、国家公務員等の旅費支給規程（昭和二十五年大蔵省令第四十五号）別表第二に掲げる額を参酌し、地域の実情及び旅行者の職務を勘案して規則で定める宿泊費基準額（次条第一項において「宿泊費基準額」という。）とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

2 前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額が旅行中の宿泊に要する費用として現に支払った額を超える場合の宿泊費の額は、当該現に支払った額とする。

（包括宿泊費）

**第十四条** 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費の額並びに当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

2 前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額が移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用として現に支払った額を超える場合の包括宿泊費の額は、当該現に支払った額とする。

（宿泊手当）

**第十五条** 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、国家公務員等の旅費支給規程別表第三に掲げる額を参酌し、通常要する費用の額を勘案して規則で定める定額とする。

（転居費）

**第十六条** 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第十八条第一項各号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、転居の実態を勘案して規則で定める方法により算定される額とする。

（着後滞在費）

**第十七条** 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、内国旅行にあつては五夜分を、外国旅行にあつては十夜分を限度として、

現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。

(家族移転費)

**第十八条** 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

一 赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下この項において同じ。）を職員の新居住地に移転する場合には、家族一人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額

二 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から一年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、前号の規定に準じて算定した額

2 所属長は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第二号に規定する期間を延長することができる。

(渡航雑費)

**第十九条** 渡航雑費は、外国旅行に要する雑費とし、その額は、予防接種に係る費用、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料並びに入出国税その他外国旅行に必要なものとして知事が定める費用の額とする。

(日額旅費)

**第二十条** 第六条第二項の規定により支給する日額旅費は、その職務の性質上常時出張を必要とする職員の出張であつて任命権者がその性質上日額旅費を支給することを適当と認めて知事に協議して定めるものとし、知事が別に定める基準により支給する。ただし、その額は、当該日額旅費の性質に応じ、同条第一項に掲げる旅費の額についてこの条例で定める基準を超えることができない。

### 第三章 雑則

(近距離地域内旅行の旅費)

**第二十一条** 在勤庁から二キロメートル以内の地域内における旅行については、鉄道賃、船賃、その他の交通費、転居費、着後滞在費及び家族移転費は支給しない。ただし、当該旅行が二以上の市町村の区域にわたる場合には、転居費、着後滞在費及び家族移転費を支給する。

(退職者等の旅費)

**第二十二条** 第三条第二項第一号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から三月以内における当該退職等に伴う旅行について、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。

2 前項の場合において、退職等となつた職員が家族を移転するときは、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。

3 所属長は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第一項に規定する期間を延長することができる。  
(遺族の旅費)

**第二十三条** 第三条第二項第二号又は第三号の規定により支給する旅費は、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。  
(旅費の調整)

**第二十四条** 所属長は、旅行者が公用の交通機関を利用して旅行した場合その他旅行における特別の事情により又は旅行の性質上この条例の規定による正規の旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 所属長は、旅行者がこの条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、知事と協議して定める旅費を支給することができる。

(旅費の特例)

**第二十五条** 所属長は、職員について労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第十五条第三項若しくは第六十四条又は船員法（昭和二十二年法律第百号）第四十七条第一項若しくは第二項の規定に該当する事由がある場合において、この条例の規定による旅費の支給ができないとき、又はこの条例の規定により支給する旅費が労働基準法第十五条第三項若しくは第六十四条又は船員法第四十八条の規定による旅費又は費用に満たないときは、当該職員に対し、これらの規定による旅費若しくは費用に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を旅費として支給するものとする。

2 所属長は、職員について船員法第四十七条第二項の規定に該当する事由があつた場合において、前項の規定により当該職員に旅費を支給したときは、当該職員に対し、当該支給した旅費の償還を請求するものとする。

(実施規定)

**第二十六条** この条例の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、規則で定める。

第四章を削る。

附則第二項及び第三項を削り、附則第一項の項番号を削る。

別表第一及び別表第二を削る。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の職員の旅費に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定（次項及び附則第四項に掲げるものを除く。）は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に出発する旅行から適用し、施行日前に出発した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に出発し、かつ、施行日以後に改正後の条例第四條第三項の規定により旅行命令の変更をする旅行については、改正後の条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

3 改正後の条例の規定（赴任に係る旅費に係るものに限る。）は、施行日以後に新たに採用をされ、又は転任を命ぜられた職員の当該採用又は転任に伴う赴任に係る旅費について適用し、同日前に新たに採用をされ、又は転任を命ぜられた職員の当該採用又は転任に伴う赴任に係る旅費については、なお従前の例による。

4 改正後の条例第三條第五項及び第六項の規定は、これらの項に規定する者が同條第一項、第二項及び第四項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、改正前の職員の旅費に関する条例第三條第一項、第二項及び第四項の規定により旅費の支給を受けることができる場合には、なお従前の例による。

（公聴会参加者等の実費弁償支給条例の一部改正）

5 公聴会参加者等の実費弁償支給条例（昭和二十三年徳島県条例第九号）の一部を次のように改正する。

第二條第一項中「別表第一の」を「に定める」に改める。

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年七月八日

徳島県知事 後藤 田 正 純

### 徳島県条例第三十三号

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和四十年徳島県条例第二十号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「第十六条の二第一項」を「第十六条の三第一項」に改める。

第十六条の三を第十六条の四とする。

第十六条の二の見出しを「（配偶者等が介護を必要とする状況に至つた職員等に対する意向確認等）」に改め、同条第一項中「申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）」を「請求等」に改め、同条を第十六条の三とし、第十六条の次に次の一条を加える。

（妊娠又は出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）

**第十六条の二** 任命権者は、職員の育児休業等に関する条例（平成四年徳島県条例第六号）第二十五条第一項の措置を講ずるに当たつては、同項の規定による

申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
- 二 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置
- 三 職員の育児休業等に関する条例第二十五条第一項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、三歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、人事委員会規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
- 二 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置
- 三 対象職員の三歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

#### 附 則

- 1 この条例は、令和七年十月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 任命権者は、この条例の施行の日前においても、改正後の第十六条の二第二項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講ぜられた措置は、同日以後は、同項の規定により講ぜられたものとみなす。

職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年七月八日

徳島県知事 後藤田正純

### 徳島県条例第三十四号

職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

**第一条** 職員の育児休業等に関する条例(平成四年徳島県条例第六号)の一部を次のように改正する。

第二十一条第二号中「及び勤務日ごとの勤務時間」を削り、「除く」の下に「。次条において同じ」を加える。

第二十二条の見出しを「(第一号部分休業の承認)」に改め、同条第一項を次のように改める。

育児休業法第十九条第二項第一号に掲げる範囲内で請求する同条第一項に規定する部分休業(以下「第一号部分休業」という。)の承認は、三十分を単位として行うものとする。

第二十二条第二項及び第三項中「部分休業」を「第一号部分休業」に改め、同条の次に次の四条を加える。

(第二号部分休業の承認)

**第二十二条の二** 育児休業法第十九条第二項第二号に掲げる範囲内で請求する同条第一項に規定する部分休業(以下「第二号部分休業」という。)の承認は、一時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第二号部分休業を承認することができる。

- 一回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数
  - 第二号部分休業の残時間数に一時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数
- (育児休業法第十九条第二項の条例で定める一年の期間)

**第二十二條の三** 育児休業法第十九条第二項の条例で定める一年の期間は、毎年四月一日から翌年三月三十一日までとする。

(育児休業法第十九条第二項第二号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)

**第二十二條の四** 育児休業法第十九条第二項第二号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

一 非常勤職員以外の職員 七十七時間三十分

二 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日一日当たりの勤務時間数に十を乗じて得た時間

(育児休業法第十九条第三項の条例で定める特別の事情)

**第二十二條の五** 育児休業法第十九条第三項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第二項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第三項の規定による変更(以下「第三項変更」という。)をしなれば同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第二十三条中「職員が」の下に「育児休業法第十九条第一項に規定する」を加える。

第二十四条を次のように改める。

(部分休業の承認の取消事由)

**第二十四條** 育児休業法第十九条第六項において準用する育児休業法第五条第二項の条例で定める事由は、職員が第三項変更をしたときとする。

(技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例等の一部改正)

**第二條** 次に掲げる条例の規定中「一部を」を「全部又は一部を」に改める。

一 技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和三十一年徳島県条例第六号) 第十一条第二項

二 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和四十一年徳島県条例第六十六号) 第十八条第二項

三 病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成十六年徳島県条例第六十五号) 第二十四条第二項

## 附則

1 この条例は、令和七年十月一日から施行する。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第十九条第二項第二号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和八年三月三十一日までの間における部分休業の承認の請求をする場合における第一条の規定による改正後の職員の育児休業等に関する条例第二十二條の四の規定の適用については、同条第一号中「七十七時間三十分」とあるのは「三十八時間四十五分」と、同条第二号中「十」とあるのは「五」とする。

徳島県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年七月八日

徳島県知事  
後藤田正純

### 徳島県条例第三十五号

徳島県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

徳島県の事務処理の特例に関する条例（平成十一年徳島県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項の表五十の項1中「第十八条第十七項前段」を「第十八条第十八項」に、「同条第十八項」を「同条第十九項」に改める。

### 附則

この条例は、公布の日から施行する。

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化を図るための県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年七月八日

徳島県知事 後藤 田 正 純

### 徳島県条例第三十六号

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化を図るための県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例  
地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化を図るための県税の課税免除に関する条例（平成二十二年徳島県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「令和七年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第二条の規定は、令和七年四月一日から適用する。

徳島県議会の議員及び徳島県知事の選挙における自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年七月八日

徳島県知事 後藤 田 正 純

### 徳島県条例第三十七号

徳島県議会の議員及び徳島県知事の選挙における自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例

徳島県議会の議員及び徳島県知事の選挙における自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例（平成五年徳島県条例第十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第四百三十三条第一項第四号の三の個人演説会告知用ポスター（徳島県知事の選挙の場合に限る。）及び同項第五号」に改め、「これらを」を削る。

第五条第一号中「七円七十三銭」を「八円三十八銭」に改め、同条第二号中「三十八万六千五百円と五円十八銭」を「四十一万九千円と五円六十二銭」に改める。

第六条第一号中「五百四十一円三十一銭」を「五百八十六円八十八銭」に改め、同条第二号中「二十八円三十五銭」を「三十円七十三銭」に、「五十八万六千九百五十円」を「六十万九千六百九十円」に改める。

### 附則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第一条の改正規定は、令和八年一月一日から施行する。
- 2 改正後の第五条及び第六条の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用する。

徳島県生活環境関係手数料条例及び徳島県危機管理関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年七月八日

徳島県知事 後藤 田 正 純

### 徳島県条例第三十八号

徳島県生活環境関係手数料条例及び徳島県危機管理関係手数料条例の一部を改正する条例

(徳島県生活環境関係手数料条例の一部改正)

**第一条** 徳島県生活環境関係手数料条例(平成十二年徳島県条例第二十四号)の一部を次のように改正する。

第二条中「別表」を「別表第一」に改める。

第五条を第六条とし、第四条を第五条とし、第三条の次に次の一条を加える。

(手数料の納付の特例)

**第四条** 別表第二の上欄に掲げる事務を同表の下欄に掲げる者が行う場合にあつては、当該事務に係る手数料は、当該事務を行う者に納付しなければならない。  
い。

2 前項の規定により納付された手数料は、当該納付を受けた者の収入とする。  
別表に次のように加える。

四十七 食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)第二十六条第一項の規定に基づく  
製品検査命令に係る検査

徳島県立保健製薬環境センターの設置及び管理に関する  
条例(平成二十二年徳島県条例第五十一号)第七条第二  
項に規定する金額

四十八 食品衛生法第四十八条第六項第三号の規定に基づく食品衛生管理者の養成施設の登  
録

十五万円

四十九 食品衛生法第四十八条第六項第四号の規定に基づく食品衛生管理者に係る講習会の  
録

九万円

登録

五十 食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号）第三十五条の規定に基づく飲食店営業の許可の申請に対する審査

一万八千円（自動車において調理をする営業に係る許可の申請に係る審査にあつては一万千円、その形態により食品衛生法施行条例（平成十二年徳島県条例第二十七号）第三条ただし書の規定の適用を受ける営業（以下「特殊営業」という。）のうち、臨時的季節的営業に係る許可の申請に係る審査にあつては九千円、露店による営業に係る許可の申請に係る審査にあつては一万千円）

五十一 食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業の許可の申請に対する審査

五十二 食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく食肉

一万千円

販売業の許可の申請に対する審査

五十三 食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく魚介

一万千円（特殊営業に係る許可の申請に係る審査にあつては、七千円）

類販売業の許可の申請に対する審査

五十四 食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく魚介

二万三千円

類競り売り営業の許可の申請に対する審査

五十五 食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく集乳

一万千円

業の許可の申請に対する審査

五十六 食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく乳処

二万三千円

理業の許可の申請に対する審査

五十七 食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく特別

二万三千円

牛乳搾取処理業の許可の申請に対する審査

五十八 食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく食肉

二万三千円

処理業の許可の申請に対する審査

五十九 食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく食品

二万三千円

の放射線照射業の許可の申請に対する審査

六十 食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく菓子製造業の許可の申請に対する審査  
一万五千元

六十一 食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づくアイスクリーム類製造業の許可の申請に対する審査  
一万五千元

六十二 食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく乳製品製造業の許可の申請に対する審査  
二万三千元

六十三 食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく清涼飲料水製造業の許可の申請に対する審査  
二万三千元

六十四 食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく食肉製品製造業の許可の申請に対する審査  
二万三千元

六十五 食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく水産製品製造業の許可の申請に対する審査  
一万八千元

六十六 食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく氷雪製造業の許可の申請に対する審査  
二万三千元

六十七 食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく液卵製造業の許可の申請に対する審査  
一万八千元

六十八 食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく食用油脂製造業の許可の申請に対する審査  
二万三千元

六十九 食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づくみそ又はしょうゆ製造業の許可の申請に対する審査  
一万八千元

七十 食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく酒類製造業の許可の申請に対する審査  
一万八千元

七十一 食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく豆腐製造業の許可の申請に対する審査  
一万五千元

七十二 食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく納豆  
一万五千元

製造業の許可の申請に対する審査

七十三 食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく麺類製造業の許可の申請に対する審査  
一万五千元

七十四 食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づくそうざい製造業の許可の申請に対する審査  
二万三千元

七十五 食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく複合型そうざい製造業の許可の申請に対する審査  
三万千元

七十六 食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく冷凍食品製造業の許可の申請に対する審査  
二万三千元

七十七 食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく複合型冷凍食品製造業の許可の申請に対する審査  
三万千元

七十八 食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく漬物製造業の許可の申請に対する審査  
一万八千元

七十九 食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく密封包装食品製造業の許可の申請に対する審査  
二万三千元

八十 食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく食品の小分け業の許可の申請に対する審査  
一万五千元

八十一 食品衛生法第五十五条第一項及び食品衛生法施行令第三十五条の規定に基づく添加物製造業の許可の申請に対する審査  
二万三千元

八十二 理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）第十一条の二の規定に基づく理容所の検査  
一万六千元

八十三 興行場法（昭和二十三年法律第三百三十七号）第二条第一項の規定に基づく興行場の許可の申請に対する審査  
一万四千元（仮設興行場に係る許可の申請に係る審査にあつては、七千元）

八十四 旅館業法（昭和二十三年法律第三百三十八号）第三条第一項の規定に基づく旅館業の許可の申請に対する審査  
二万二千元

八十五 旅館業法第三条の二第一項、第三条の三第一項又は第三条の四第一項の規定に基づく  
七千四百円

く旅館業の許可を受けた地位の承継の承認の申請に対する審査

八十六 公衆浴場法（昭和二十三年法律第三十九号）第二条第一項の規定に基づく浴場業の許可の申請に対する審査

八十七 化製場等に関する法律（昭和二十三年法律第四百十号）第三条第一項の規定に基づく化製場の設置の許可の申請に対する審査

八十八 化製場等に関する法律第三条第一項（同法第八条において準用する場合を含む。）の規定に基づく死亡獣畜取扱場（同法第八条に規定する施設を含む。）の設置の許可の申請に対する審査

八十九 化製場等に関する法律第九条第一項の規定に基づく動物の飼養又は収容の許可の申請に対する審査

九十 クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第五条の二の規定に基づくクリーニング所の検査

九十一 クリーニング業法第六条の規定に基づくクリーニング師の免許

九十二 クリーニング業法第七条第一項の規定に基づくクリーニング師試験の実施

九十三 クリーニング業法施行令（昭和二十八年政令第二百三十三号）第一条第二項の規定に基づくクリーニング師免許証の訂正

九十四 クリーニング業法施行令第一条第三項の規定に基づくクリーニング師免許証の再交付

九十五 狂犬病予防法（昭和二十五年法律第二百四十七号）第六条第一項又は第十八条第一項の規定に基づく犬の抑留中の飼養管理及びその返還

九十六 と畜場法（昭和二十八年法律第一百四十四号）第四条第一項の規定に基づく一般と畜場の設置の許可の申請に対する審査

九十七 と畜場法第四条第一項の規定に基づく簡易と畜場の設置の許可の申請に対する審査  
九十八 と畜場法第十四条第一項から第三項まで（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定に基づく獣畜のとさつ又は解体の検査

二万二千元

一万九千元

一万二千元

六千元

一万六千元

五千六百元

七千元

二千九百元

三千四百円

一頭につき、七百元に抑留の日数を乗じて得た額と二百円との合計額

二万二千元

一万円

イ 牛 次に掲げる牛の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(1) 生後一年以上の牛 一頭につき八百円

|   |  |
|---|--|
| <p>九十九 美容師法（昭和三十二年法律第六十三号）第十二条の規定に基づく美容所の検査<br/>     百 水道法（昭和三十二年法律第七十七号）第三十四条の二第二項の規定に基づく簡易専用水道の管理についての定期に行う検査</p>                           | <p>ハ 豚、めん羊又は山羊 一頭につき三百円<br/>     一万六千円<br/>     一簡易専用水道につき一万五千円（実地検査以外の方法による検査にあつては、二千元）</p> |
| <p>百一 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和四十五年法律第二十号）第十二条の二第一項の規定に基づく建築物清掃業者（同項第一号に掲げる事業を営んでいる者をいう。）の登録</p>   | <p>三万五千円</p>   |
| <p>百二 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第十二条の二第一項の規定に基づく建築物空気環境測定業者（同項第二号に掲げる事業を営んでいる者をいう。）の登録</p>   | <p>三万五千円</p>   |
| <p>百三 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第十二条の二第一項の規定に基づく建築物空気調和用ダクト清掃業者（同項第三号に掲げる事業を営んでいる者をいう。）の登録</p>   | <p>三万五千円</p>   |
| <p>百四 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第十二条の二第一項の規定に基づく建築物飲料水水质検査業者（同項第四号に掲げる事業を営んでいる者をいう。）の登録</p>  | <p>三万五千円</p>   |
| <p>百五 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第十二条の二第一項の規定に基づく建築物飲料水貯水槽清掃業者（同項第五号に掲げる事業を営んでいる者をいう。）の登録</p>   | <p>三万五千円</p>   |
| <p>百六 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第十二条の二第一項の規定に基づく建築物排水管清掃業者（同項第六号に掲げる事業を営んでいる者をいう。）の登録</p>  | <p>三万五千円</p>   |
| <p>百七 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第十二条の二第一項の規定に基づく建</p>  | <p>三万五千円</p>   |
| <p>(2) 生後一年未満の牛 一頭につき五百円<br/>     口 馬 次に掲げる馬の区分に応じ、それぞれ次に定める金額<br/>     (1) 体重が二百キログラムを超える馬 一頭につき八百円<br/>     (2) 体重が二百キログラム以下の馬 一頭につき四百円</p> |  |

|   |   |
|---|---|
| <p>築物ねずみ昆虫等防除業者（同項第七号に掲げる事業を営んでいる者をいう。）の登録</p> <p>百八 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第十二条の二第一項の規定に基づく建築物環境衛生総合管理者（同項第八号に掲げる事業を営んでいる者をいう。）の登録</p> <p>百九 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成二年法律第七十号）第三条の規定に基づく食鳥処理の事業の許可の申請に対する審査</p> <p>百十 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第六条第一項の規定に基づく食鳥処理場の構造又は設備の変更の許可の申請に対する審査</p> <p>百十一 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第十二条第五項第三号の規定に基づく食鳥処理衛生管理者の養成施設の登録</p> <p>百十二 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第十二条第五項第四号の規定に基づく食鳥処理衛生管理者に係る講習会の登録</p> <p>百十三 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第十五条第一項から第三項までの規定に基づく食鳥検査</p> <p>百十四 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第十六条第一項の規定に基づく確認規程の認定の申請に対する審査</p> <p>百十五 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第十六条第二項の規定に基づく確認規程の変更の認定の申請に対する審査</p> <p>百十六 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第五十七号）第十五条第二項の規定に基づく輸出証明書の発行（主務大臣が厚生労働大臣であるものに限る。）</p> | <p>四万五千円</p> <p>一万九千円</p> <p>一万円</p> <p>十五万円</p> <p>九万円</p> <p>一羽につき三円（県の休日（徳島県の休日を定める条例（平成元年徳島県条例第三号）第一条第一項各号に掲げる日をいう。）に行う食鳥検査にあつては、四円）</p> <p>五千五百円</p> <p>二千三百円</p> <p>八百七十円</p> |
|---|---|

別表の備考第二号中「金額は、」の下に「当該下欄に特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単位についての金額とし、その他のものについては」を加え、同備考に次の二号を加える。

三 食品衛生法第五十五条第一項の規定に基づく許可の有効期間の満了に際し引き続き同一の営業の許可を受けようとする場合におけるこの表の五十の項から八十一の項までの手数料の金額は、これらの項の規定にかかわらず、それぞれこれらの項に定める金額の十分の九に相当する金額とする。

四 この表の八十九の項の事務について、一個の施設又は同一の構内にある数個の施設に関し同時に数件の化製場等に関する法律第九条第一項の規定に

基づく動物の飼養又は収容の許可の申請が行われるときは、これらの申請は、一件の申請とみなす。  
別表を別表第一とし、同表の次に次の一表を加える。

**別表第二**（第四条関係）

| 事 務           | 納付を受ける者                                   |
|---------------|---|
| 別表第一の百十三の項の事務 | 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第二十一条第一項に規定する指定検査機関 |

（徳島県危機管理関係手数料条例の一部改正）

**第二条** 徳島県危機管理関係手数料条例（平成十六年徳島県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一の八十五の項から百五十四の項までを削り、同表備考第三号及び第四号を削る。

別表第二の七の項を削る。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

民生委員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年七月八日

徳島県知事  
後藤田正純

### 徳島県条例第三十九号

民生委員定数条例の一部を改正する条例

民生委員定数条例（平成二十六年徳島県条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

表徳島市の項中「五一九人」を「五二二人」に改め、同表鳴門市の項中「一四四人」を「二四五人」に改め、同表阿南市の項中「二〇一人」を「二〇二人」に改め、同表吉野川市の項中「一一六人」を「一二三人」に改め、同表美馬市の項中「二五人」を「二三人」に改め、同表美馬郡つるぎ町の項中「四八人」を「四七人」に改める。

### 附則

この条例は、令和七年十二月一日から施行する。

徳島県立総合看護学校の設置及び管理に関する条例及び徳島県立農林水産総合技術支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年七月八日

徳島県知事 後藤 田 正 純

#### 徳島県条例第四十号

徳島県立総合看護学校の設置及び管理に関する条例及び徳島県立農林水産総合技術支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例次に掲げる条例の規定中「第八条第一項」を「第四条第一項」に改める。

- 一 徳島県立総合看護学校の設置及び管理に関する条例（平成二十二年徳島県条例第十号）第六条第二項ただし書
- 二 徳島県立農林水産総合技術支援センターの設置及び管理に関する条例（平成十六年徳島県条例第六十九号）第十四条第二項ただし書

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

警察官に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年七月八日

徳島県知事  
後藤田正純

#### 徳島県条例第四十一号

警察官に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例の一部を改正する条例

警察官に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例（昭和二十九年徳島県条例第三十号）の一部を次のように改正する。  
第二条第三項中「又は夏服スカート」を削る。

#### 附則

この条例は、公布の日から施行する。

## 徳島県規則第五十四号

徳島県事務委任規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年七月八日

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県事務委任規則の一部を改正する規則

徳島県事務委任規則（昭和四十二年徳島県規則第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第二の二徳島県東部保健福祉局長の項第七十六号中「徳島県危機管理関係手数料条例（平成十六年徳島県条例第三十九号）」を「徳島県生活環境関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第二十四号）」に改める。

別表第二の三徳島県食肉衛生検査所長の項第一号及び徳島県動物愛護管理センター所長の項第一号中「徳島県危機管理関係手数料条例」を「徳島県生活環境関係手数料条例」に改める。

別表第三個別事項の項第四十七号中「徳島県生活環境関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第二十四号）」を「徳島県危機管理関係手数料条例（平成十六年徳島県条例第三十九号）」に改め、同号の2中「第四条」を「第五条」に改める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 徳島県規則第五十五号

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年七月八日

徳島県知事 後藤田 正 純

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則（令和元年徳島県規則第二十五号）の一部を次のように改正する。

第二十五条の表第八条第一項第二号の項中「一未満」を「小数点以下一位未満」に、「切り捨てた」を「切り上げた」に改める。

### 附 則

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、令和七年四月一日から適用する。  
（費用弁償の内払）
- 3 改正後の規則の規定を適用する場合には、改正前の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の規定に基づいて支給された費用弁償は、改正後の規則の規定による費用弁償の内払とみなす。

## 徳島県規則第五十六号

徳島県生活環境関係手数料条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年七月八日

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県生活環境関係手数料条例施行規則の一部を改正する規則

徳島県生活環境関係手数料条例施行規則（令和二年徳島県規則第七十六号）の一部を次のように改正する。

第二条中「別表の一の項」を「別表第一の一の項」に改める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 徳島県規則第五十七号

徳島県計量器出張検定等経費徴収規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年七月八日

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県計量器出張検定等経費徴収規則の一部を改正する規則

徳島県計量器出張検定等経費徴収規則（昭和四十五年徳島県規則第六十一号）の一部を次のように改正する。

別表中「走行距離に、走行距離一キロメートルにつき百円を乗じて得た額。ただし、その額が四千円に満たない場合は、四千円とする。」を「当該用具の運搬のための車両の借上げに要する実費に相当する額（その額に十円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）」に改める。

### 附 則

- 1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。
- 2 改正後の徳島県計量器出張検定等経費徴収規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、令和八年四月一日以後に行う検定等について適用する。
- 3 令和八年四月一日から令和十年三月三十一日までの間に行う検定等に対する改正後の規則別表の規定の適用については、同表中「実費に相当する額」とあるのは、「実費に相当する額を三で除して得た額」とする。この場合においては、同表の備考第二項の規定は、適用しない。

## 徳島県規則第五十八号

徳島県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年七月八日

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

徳島県収入証紙条例施行規則（昭和三十九年徳島県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一徳島県危機管理関係手数料条例（平成十六年徳島県条例第三十九号）の項第一号の六十三から第一号の百二十七までを削り、同表徳島県生活環境関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第二十四号）の項に次の六十五号を加える。

六の四十七 製品検査命令に係る検査手数料

六の四十八 飲食店営業許可申請手数料

六の四十九 調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業許可申請手数料

六の五十 食肉販売業許可申請手数料

六の五十一 魚介類販売業許可申請手数料

六の五十二 魚介類競り売り営業許可申請手数料

六の五十三 集乳業許可申請手数料

六の五十四 乳処理業許可申請手数料

六の五十五 特別牛乳搾取処理業許可申請手数料

六の五十六 食肉処理業許可申請手数料

六の五十七 食品の放射線照射業許可申請手数料

六の五十八 菓子製造業許可申請手数料

六の五十九 アイスクリーム類製造業許可申請手数料

六の六十 乳製品製造業許可申請手数料

六の六十一 清涼飲料水製造業許可申請手数料

六の六十二 食肉製品製造業許可申請手数料

六の六十三 水産製品製造業許可申請手数料

六の六十四 冰雪製造業許可申請手数料

六の六十五 液卵製造業許可申請手数料

六の六十六 食用油脂製造業許可申請手数料

六の六十七 みそ又はしょうゆ製造業許可申請手数料

六の六十八 酒類製造業許可申請手数料

六の六十九 豆腐製造業許可申請手数料

六の七十 納豆製造業許可申請手数料

六の七十一 麺類製造業許可申請手数料

六の七十二 そうざい製造業許可申請手数料

六の七十三 複合型そうざい製造業許可申請手数料

六の七十四 冷凍食品製造業許可申請手数料

六の七十五 複合型冷凍食品製造業許可申請手数料

- 六の七十六 漬物製造業許可申請手数料
- 六の七十七 密封包装食品製造業許可申請手数料
- 六の七十八 食品の小分け業許可申請手数料
- 六の七十九 添加物製造業許可申請手数料
- 六の八十 理容所の検査手数料
- 六の八十一 興行場許可申請手数料
- 六の八十二 旅館業許可申請手数料
- 六の八十三 旅館業の許可を受けた地位の承継の承認申請手数料
- 六の八十四 浴場業許可申請手数料
- 六の八十五 化製場設置許可申請手数料
- 六の八十六 死亡獣畜取扱場設置許可申請手数料
- 六の八十七 動物の飼養又は収容の許可申請手数料
- 六の八十八 クリーニング所検査手数料
- 六の八十九 クリーニング師免許手数料
- 六の九十 クリーニング師試験手数料
- 六の九十一 クリーニング師免許証訂正手数料
- 六の九十二 クリーニング師免許証再交付手数料
- 六の九十三 抑留犬飼養管理返還手数料
- 六の九十四 一般と畜場設置許可申請手数料
- 六の九十五 簡易と畜場設置許可申請手数料
- 六の九十六 と畜検査手数料
- 六の九十七 美容所の検査手数料
- 六の九十八 定期検査手数料
- 六の九十九 建築物清掃業者登録手数料
- 六の百 建築物空気環境測定業者登録手数料
- 六の百一 建築物空気調和用ダクト清掃業者登録手数料
- 六の百二 建築物飲料水水質検査業者登録手数料
- 六の百三 建築物飲料水貯水槽清掃業者登録手数料
- 六の百四 建築物排水管清掃業者登録手数料
- 六の百五 建築物ねずみ昆虫等防除業者登録手数料
- 六の百六 建築物環境衛生総合管理者登録手数料
- 六の百七 食鳥処理事業許可申請手数料
- 六の百八 食鳥処理場の構造又は設備変更許可申請手数料
- 六の百九 確認規程認定申請手数料
- 六の百十 確認規程変更認定申請手数料
- 六の百十一 輸出証明書の発行手数料

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 徳島県規則第五十九号

徳島県奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年七月八日

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

徳島県奨学金貸与条例施行規則（平成十四年徳島県規則第二十六号）の一部を次のように改正する。

第七条の二第一項第二号ロ中「第十一条第五項若しくは第七項」を「第十一条第六項若しくは第八項（これらの規定を同条第九項において準用する場合を含む。）」に改める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。